明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**四）　一

〔告　示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（**内閣府**一七）　二

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**四一）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**四二）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二七八～二九一）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一一五）　五

○水先人に免許を与えた件（**同**一一六）

○旅行業法の規定に基づく業務廃止の件（**観光庁**四）

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（**同**五）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**三七～四三）　七

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（**同**四四）

〔国会事項〕

最高裁判所　八

〔人事異動〕

最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕

労働　八

〔官庁報告〕

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（四国運輸局最低賃金公示一）　九

公聴会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、佐賀東部土地改良区の定款変更の認可、宅地建物取引業法第六十七条関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一一

会社その他　一四

省令

○文部科学省令第四号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項第一号及び第十六条の三第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十日

文部科学大臣　永岡　桂子

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　機構法第十六条第二項第一号に規定する助成金の交付に関する事項 九　機構法第十六条第三項に規定する評価に関する事項 十～十二　（略） （勘定区分） **第十四条の二**　機構は、機構法第十七条の規定により区分して経理する場合において、同条第一号に掲げる業務に係る機構の運営に必要な経費は、同条第三号に掲げる業務に係る勘定において一括して経理するものとする。 2　機構は、前項に規定するほか、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） ［号を加える。］ 八　機構法第十六条第二項に規定する評価に関する事項 九～十一　（略） （勘定区分） **第十四条の二**　機構は、機構法第十七条の規定により区分して経理する場合において、機構の運営に必要な経費は、施設整備勘定以外の一般の勘定において一括して経理するものとする。 ［項を加える。］